

參考資料

東日本大震災に対応した雇用創出基金事業 (震災等対応雇用支援事業)の拡充

平成27年度予算額
107億円の内数

趣 旨

- 東日本大震災に伴い、平成23年度第3次補正予算において震災等緊急雇用対応事業を創設。
- 被災地での雇用の復興にはなお時間を要するとともに、依然として多くの被災者が避難する状況が続いているため、震災等対応雇用支援事業について、基金の積み増し・実施期間を延長を行い、被災された方々の一時的な雇用の場の確保、生活の安定を図る。

震災等対応雇用支援事業の概要

◆ 事業内容

- 基金の積み増し額: 107億円
- 事業実施期間の延長: 平成26年度末までに事業開始(平成27年度末まで)
→ 平成27年度までに事業開始(平成28年度末まで)

- 実施地域: 被災3県(岩手、宮城、福島)の災害救助法適用地域(岩手・宮城は沿岸部)

- 対象者: 被災求職者(被災3県の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた者及び当該地域に居住していた求職者)

◆ 事業概要

- 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用。
- 雇用期間中に、安定的な雇用につなげるため、知識・技術を身につけるための研修等を行うことが可能。

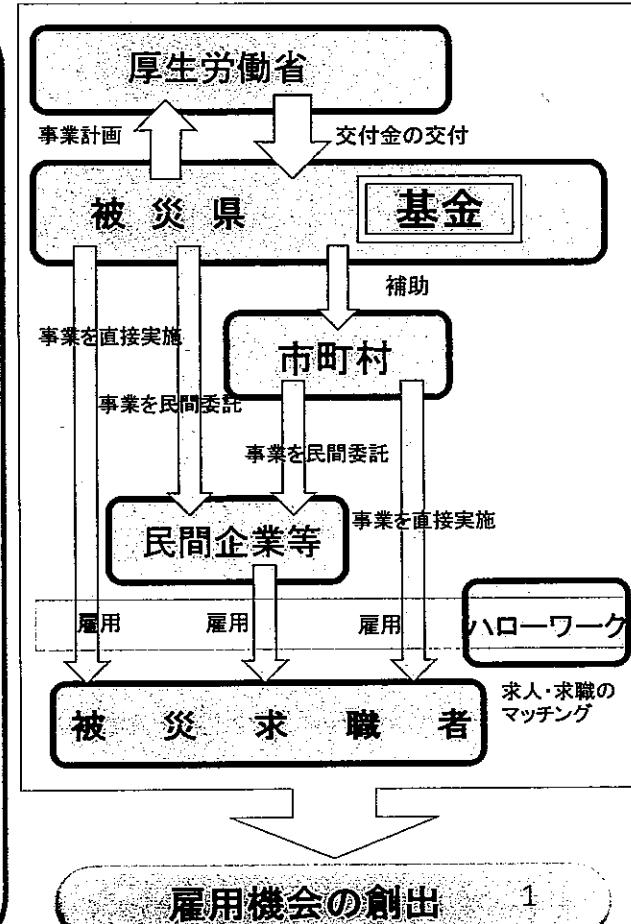
◆ 実施要件

- 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1/2以上。
- 雇用期間は1年以内。ただし、複数回更新可とする。

事 業 規 模

平成23年度1次補正 500億円
平成23年度3次補正 2,000億円
平成24年度補正予算 500億円
平成27年度予算額 107億円

《事業スキーム》



被災者見守り・相談支援事業【復興特会】

平成29年度予算（案）：200億円の内数
(平成28年度予算：220億円の内数)

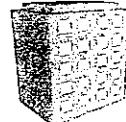
- 仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に相談員を配置し、以下のような取組を総合的に行う。

- ① 「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催などを通じた地域における見守り・相談支援ネットワークの構築
- ② 相談員による仮設住宅や災害公営住宅等の巡回などを通じた被災者の見守り・相談支援
- ③ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ
- ④ その他被災者の自立した日常生活を支援するため、被災者の見守り・相談支援に付随して行う取組
- ⑤ 全国を対象に実施している電話相談事業（「よりそいホットライン」）で相談を受けた、様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その具体的な課題の解決に向け、包括的な支援を実施

国又は被災三県及び管内市町村等
【実施主体】

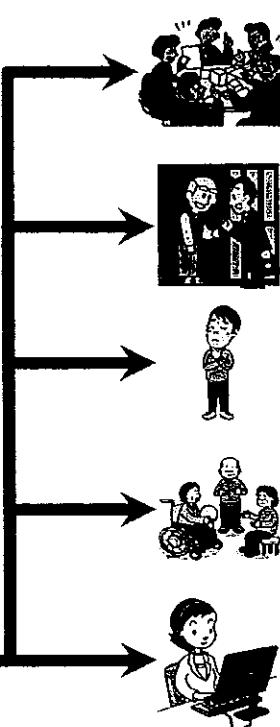


社会福祉協議会等



相談員の配置

被災者のニーズに応じた
総合的な相談支援の実施



① 見守り・相談支援ネットワークの構築

→ 関係団体からなる見守り・相談支援調整会議の開催などを通じて、地域における団体間の活動内容の調整、困難ケースの事例検討等を行い、支援ネットワークを構築する。

② 被災者の見守り・相談支援

→ 仮設住宅や災害公営住宅を巡回し、支援が必要な被災者の把握、日常生活上の相談支援、関係機関へのつなぎ等を行う。

③ 相談員の活動のバックアップ

→ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等を実施する。

④ その他被災者の見守り・相談支援と一体的に行われる取組

→ 仮設住宅や災害公営住宅における住民交流会の開催などを実施する。

⑤ よりそいホットラインと連携した被災者支援

→ よりそいホットラインで相談を受けた様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その課題解決に向けた包括的な支援等を実施する。

(参考) 被災者支援総合交付金

29年度予算額(案) 200.1億円【復興】
(28年度予算額 220.3億円)

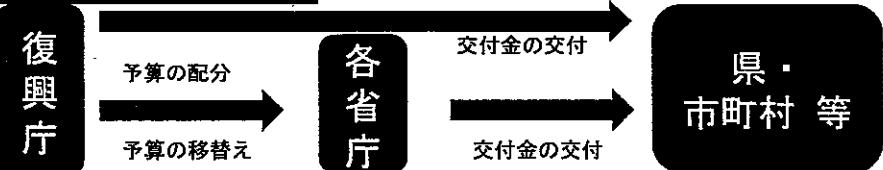
事業概要・目的

- 被災者支援については、震災から5年が経過し、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴う課題への対応が必要となっている。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

<主な内容>

- ① 被災者の移転に伴うコミュニティ形成や、既存のコミュニティとの融合といった被災地の課題に対応するための活動を支援。
- ② 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ③ 仮設住宅で長期避難を続け、閉じこもりがちな高齢者の交流機会を創る活動や、被災地の将来を担う子どもや若者のケアなどの「心の復興」事業を支援。
- ④ 自宅再建や生活再建のための相談支援体制を整備。
- ⑤ 県外避難者や帰還される方の相談支援、自主避難者の方々への情報提供など、避難者・被災者支援を実施。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- | | |
|---------------|---------------|
| ①被災者支援総合事業 | ・コミュニティ形成支援 |
| ・住宅・生活再建支援 | ・避難者・被災者支援 |
| ・「心の復興」 | ・被災者支援コーディネート |
| ・高齢者等日常生活サポート | |

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

- ②被災者見守り・相談支援事業

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

- ③仮設住宅サポート拠点運営事業

IV. 被災地における健康支援

- ④被災地健康支援事業

V. 子どもに対する支援

- ⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業

- ⑥福島県の子どもたちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

- ⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

期待される効果

- 被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

原子力災害対応雇用支援事業（継続）

平成29年度予定額 18.7億円の内数
(平成28年度予算額 42.4億円の内数)

趣 旨

- 長引く原子力災害の影響により、福島県における雇用の復興にはなお時間を要するとともに、依然として9万人以上の被災者が福島県の内外に避難する状況が続いている。
- 平成29年度以降も、避難指示の解除が順次進捗することが想定されるが、こうした地域への帰還等を契機に、避難者や長期の非就労状態にあった方が労働市場に流入することが予想されるものの、避難解除等区域における事業所の地元再開率は20.3%と未だ低い水準にとどまっており、帰還者の地元での雇用機会が十分に確保されているとはいえない状況にある。
- こうした方々の雇用が安定するまでの準備期間に限り、次の雇用までの一時的な雇用の場を確保し、生活の安定を図る。

事業の概要

◆事業内容

- 事業実施期間：平成29年度末まで
(ただし、平成29年度までに開始した基金事業については平成30年度末まで)

- 実施地域：福島県全域

- 対象者：福島県被災求職者

- ① 福島県に所在する事業所に雇用されていた者
② 福島県に居住していた者

のいずれかに該当し、かつ過去1年間に福島県内で震災等対応雇用支援事業
又は原子力災害対応雇用支援事業以外の仕事に就いていない者

◆ 事業概要

- 次の雇用までの一時的な雇用の場を求める福島県被災求職者に対し、企業、NPO等への委託により、雇用・就業機会を創出し、生活の安定を図る。

◆ 実施要件

- 福島県の自治体等が実施する原子力災害由来の事業等(他の事業で措置できない事業に限る)を対象とする。
- 次の安定雇用への円滑な移行につながる人材育成を併せて実施する。
- 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1／2以上。
- 雇用期間は1年以内(複数回更新可)

《事業スキーム》

